■Article（vol.6）■ ……

中小企業会計指針の改正について

税理士　上西左大信

……

１．制定から今回の改正までの経緯

中小企業の会計の質の向上を図る取り組みを促進するために、平成 14 年 6 月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告」を発表した。その報告に呼応するかたちで、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会が会計に関する報告等をそれぞれ公表したが、同様の報告等が 3 つ存在することとなった。そこで、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の四団体が主体となり、学識経験者、中小企業庁、法務省及び金融庁の参加を得て、3 つの報告等を統合して、平成 17 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針」を公表するに至った。

その後、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い、主に貸借対照表の純資産の部、株主資本等変動計算書、注記表及び組織再編の会計に対応するように、平成 18 年 4 月に改正された。

今般の改正は、企業会計基準委員会が公表した「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 19 号）に対応した会計処理の見直しを行ったものであり、平成 19 年 4 月 27 日に改正され、5 月 2 日に公表された。

２．今回の改正の概要

今回の改正で変更等されたのは、主に次の箇所である。また、該当する引用条文の修正も行われている。

（１）金銭債権

金銭債権の取得価額と債権金額とが異なる場合の処理について、改正前指針は、「適正な価格で計上することができる」と記載していたが、改正指針は、「償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする」とし、償却原価法の意義が記載されることになった。

（２）繰延資産

会社法上、繰延資産の内容は明示されておらず、実務対応報告第 19 号が、①株式交付費、②社債発行費等（新株予約権の発行に係る費用を含む。）、③創立費、④開業費、⑤開発費を繰延資産として取り扱うことになったので、結果として、これら 5 項目の限定列挙となった。改正指針は、実務対応報告第 19 号に沿った内容となっている。

①株式交付費

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

改正前指針は、「新株発行費等」であり、新株予約権発行費が含まれていた。これに対して、改正指針の「株式交付費」は、「新株発行又は自己株式の処分のために支出した費用」となった。これは、会社法が、株式の発行と自己株式の処分に共通の手続を定め、両者を併せて「株式の交付」としていることによる。

②社債発行費・新株予約権発行費

社債発行費については、変更点はない。また、実務対応報告第 19 号では、新株予約権発行費は、社債発行費等に含まれることになっているが、改正指針では、新株予約権発行費は、社債発行費とは別の項目として記載することになった。

③開発費

開発費は、「次の目的のために特別に支出した金額　ア．新技術又は新経営組織の採用　イ．資源の開発　ウ．市場の開拓」と変更された。これは、実務対応報告第 19 号の「開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは開発費には含まれない。」の前半部分を取り入れたものである。改正指針の「特別に支出」は、実務対応報告第 19 号の「経常費の性格をもつものは開発費には含まれない」に対応するものである。

④社債発行差金

これまで繰延資産として取り扱われてきた社債発行差金に相当する額は、社債金額から直接控除することになったので、会計指針の繰延資産の項目から削除された。

⑤試験研究費

試験研究費に相当する費用は、改正前指針では「発生時に費用処理することが望ましい」とされていたが、改正指針では「発生時に費用処理することに留意する」と変更されたので、今後は、繰延資産として計上することはできなくなった。

（３）金銭債務

金銭債権の箇所と同様に、改正指針では、「払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする」とされ、償却原価法の意義が示されることとなった。

３．関連事項

（１）チェックリストの改訂

日本税理士会連合会では、中小企業の計算書類について、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認するための書類として、平成 18 年 4 月に「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を公表したが、今回の改正にあわせて、平成 19 年 5 月 24 日付けでチェックリストを改訂した。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（２）確認一覧表の改正

会計参与の行動指針の確認一覧表も、今回の改正にあわせて、平成19年5月25日付付で改正された。

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。